

# くらしの税金

## ◆家族が増えたら？

Q8

家族が増えたら、税金の計算はどのようになりますか。

扶養している配偶者や親族がいる場合で、その親族がその年の12月31日現在、下記の要件に当てはまるときは、それぞれ次の控除を受けることができます。

### (1) 配偶者控除

- ・合計所得金額が58万円以下（給与収入の場合123万円以下）であること
- ・他の人の扶養になっていないこと
- ・事業専従者給与等を受けていないこと
- ・控除を受ける本人の合計所得金額が900万円を超えると控除額が逡減していき、1,000万円を超えた場合、適用がなくなります。



### (2) 配偶者特別控除

- ・合計所得金額が58万円超133万円以下（給与収入の場合123万円超201万5,999円以下）であること
  - ・事業専従者給与等を受けていないこと
  - ・控除を受ける本人の合計所得金額が900万円を超えると控除額が逡減していき、1,000万円を超えた場合、適用がなくなります。
- \* 配偶者控除と配偶者特別控除を合わせて受けることはできません。

### (3) 扶養控除

- ・合計所得金額が58万円（給与収入の場合123万円）以下であること
  - ・他の人の扶養になっていないこと
  - ・事業専従者給与等を受けていないこと
- \* 扶養控除額についてはP12所得控除⑭を参照



### (4) 特定親族特別控除

- ・19歳から23歳未満の親族であること
  - ・事業専従者給与等を受けていないこと
  - ・合計所得金額が58万円超123万円以下（給与収入の場合123万円超188万円以下）であること
- \* 特定親族特別控除額については、P12所得控除⑮を参照

### ひとくちメモ

令和7年度には、①特定親族特別控除の創設、②給与所得控除額において、最低保障額を65万円へ引き上げ、③合計所得金額に応じて基礎控除の改正（P12所得控除⑯参照）の3点が改正されました。また③に伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

## ◆ひとり親の方は？

Q9

ひとり親家庭に対する税金の軽減措置はありますか。

婚姻歴や性別にかかわらず、合計所得金額が500万円以下で生計を同じとする子（総所得金額が58万円以下）を有する単身者は、35万円をその年分の合計所得金額から差し引くことができます。

（注）合計所得金額が500万円以下の女性で、夫と離婚し生計を同じとする子以外の扶養親族を有する場合、又は、夫と死別した場合については、従来通りの寡婦控除を受けることができます。

## ◆医療費を支払ったら？

Q10

医療費の支出について、税金が還付されると聞きましたが、どのような手続きが必要ですか。

### (1) 医療費控除

本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払ったときは、次の算式で計算した金額が医療費控除として所得金額から差し引かれます。

医療費控除を受けるためには、確定申告書に「医療費控除の明細書」を添付します。また、この明細書に代えて、加入している健康保険等から交付された一定の要件を満たす「医療費通知書」、「医療費のお知らせ」を添付することもできます。



### (2) 医療費控除額の計算

その年中に  
支払った医療費

－

保険金などで  
補てんされる金額

－

10万円または  
総所得金額等の5%  
(どちらか少ない額)

=

医療費控除額  
(最高200万円)

### (3) 医療費控除の対象となるもの、ならないもの

種類	控除の対象となるもの（例示）	控除の対象とならないもの（例示）
診療・治療費用	・医師・歯科医師に支払った診療費や治療費 ・病気が発見された場合の人間ドックの費用 ・通院費、医師の往診費用	・健康診断の費用・予防接種の費用 ・美容整形等の費用 ・自家用車のガソリン代や駐車料金
入院費用	・入院費、部屋代、病院の食事代 ・差額ベッド代（やむを得ない場合）	・身の回り品の購入費 ・テレビや冷蔵庫の賃借料
あんま・マッサージ	・治療のためのあんまマッサージ指圧師、鍼灸師、柔道整復師などによる施術代	・健康器具の購入代金 ・健康維持のためのマッサージ代
妊娠・出産	・助産師による分べんの介助の費用 ・出産前後の定期検診費用	・マタニティ教室の費用
介護	・介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの費用	・親族に支払う療養上の世話の費用
医薬品等の購入	治療のために必要な ・医師の処方による薬代金 ・薬局で購入した薬代金 ・義手、義足、松葉杖、義歯等の代金 ・医師の発行した証明のあるおむつ代 ・喀痰吸引器およびカテーテル代	・健康維持のためのサプリメント ・医師の処方の無い漢方薬 ・治療に直接必要のない眼鏡・コンタクトレンズの購入代金

### (4) セルフメディケーション税制（医療費控除の特例、通常の医療費控除と選択適用）

健康の保持増進及び疾病の予防として人間ドックや予防接種といった一定の取り組みをおこなっている人が、本人または親族の特定医薬品の購入代金を支払った場合には、一定の算式により計算した金額をその年分の所得の金額から差し引くことができます。

(P12所得控除 ②医療費控除 参照)

◆寄附をしたら？

**Q11**

ふるさと納税や、日本赤十字社への寄附をしたら、税金の特典はありますか。

確定申告により次のような所得税・住民税が軽減される特典を受けることができます。

**(1) 所得税の寄附金控除（所得控除）・特別控除（税額控除）**

特定寄附金を支出した場合、次の金額を所得から差し引くことができます。

特定寄附金の支払額 }  
 総所得金額等の40% } いずれか少ない金額-2,000円



特定寄附金とは次のような寄附金です。

- ・国や地方公共団体に対する寄附金
- ・特定公益増進法人に対する寄附金（日本赤十字社、社会福祉法人等）
- ・特定の政治献金 など

特定寄附金のうち一定のものを支出した場合には、所得金額から一定の金額を控除する所得控除と、所得税額から一定の金額を控除する税額控除のどちらかを選択することができます。

なお、控除を受けるためには、確定申告書に寄附金の受領書等の添付が必要です。

**(2) 住民税の寄附金控除（税額控除）**

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、次の金額を住民税から控除できます。

寄附金の種類	税額控除額
住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社への寄附金	基礎控除額 (寄附金額-2,000円) × 10%
都道府県又は市区町村が条例で指定した寄附金	基礎控除額 (寄附金額-2,000円) × 10% (どちらか一方の場合は都道府県民税4%、市区町村民税6%)
ふるさと納税（地方自治体への寄附金）	基礎控除額+特例控除額 ↳(寄附金額-2,000円) × (90%-所得税の税率)

- \* 基礎控除額は総所得金額等の30%を限度とします。
- \* 特例控除額は住民税所得割額の20%を限度とします。
- \* ふるさと納税の各自治体からの返礼品については、一時所得の課税対象になることがあります。

◆災害にあったら？

**Q12**

地震で家屋に甚大な被害を受けました。税金の救済措置はありますか。

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で、「雑損控除」又は「災害減免法」を選択適用ができる場合があります。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法	
損失の発生原因	災害、盗難、横領（詐欺は含まない）	災害に限る	
対象資産等	生活に通常必要な資産	損失額が住宅又は家財の1/2以上であること	
控除額の計算・所得税の軽減額	所得控除額 次のいずれか多い金額 ①（損失額-保険金等による補てん額）-総所得金額等の10% ②損失額のうち災害関連支出額-5万円	その年の所得金額	軽減・免除
		500万円以下	全額免除
		500万円超 750万円以下	1/2軽減
		750万円超 1,000万円以下	1/4軽減
繰越控除期間	3年間（特定非常災害は5年間）	なし（当年のみ）	

申告の際には、り災証明書等、一定の書類が必要となります。

詳しくは税理士にご相談ください。

年齢要件がある場合は、その年の12月31日現在の年齢で判定します。

種類	内容	控除額		
		所得税	住民税	
① 雑損控除	災害、盗難、横領により生活用資産などに受けた損害（詐欺は該当しない）	損失額－総所得金額等の10% 損失額のうち災害関連支出額－5万円	いずれか多い額（Q12参照）	
② 医療費控除	本人、生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費 *①と②の選択適用 (Q10参照)	①年間の支払医療費－保険金等で補てんされる金額－10万円か総所得金額等の5%のいずれか少ない額（最高200万円） ②1年間の特定一般用医薬品等購入費－保険金等で補てんされる金額－1.2万円（最高8.8万円）		
③ 社会保険料控除	本人、生計を一にする配偶者や親族の健康保険料、介護保険料、公的年金等の保険料	支払額の全額（国民年金保険料等は証明書必要） *年金等から控除された社会保険料は申告者本人分に限る		
④ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に基づく掛金、確定拠出年金掛金、心身障害者扶養共済掛金	支払額の全額（証明書必要） *申告者本人分に限る		
⑤ 生命保険料控除	本人、配偶者、その他の親族を受取人とした生命保険料	新制度 最高4万円 旧制度（H23.12.31以前契約分） 最高5万円（証明書必要）	最高2.8万円 最高3.5万円	
	本人、配偶者を受取人とした個人年金保険料	新制度 最高4万円 旧制度（H23.12.31以前契約分） 最高5万円（証明書必要）	最高2.8万円 最高3.5万円	
	本人、配偶者、その他の親族を受取人とした介護医療保険料	最高4万円（証明書必要）	最高2.8万円	
生命保険料控除の合計限度額		所得税12万円	住民税7万円	
⑥ 地震保険料控除	居住用の家屋、動産などにかけた地震保険料（旧長期損害保険料を含む）	最高5万円（証明書必要）	最高2.5万円	
⑦ 寄附金控除	特定寄附金を支払ったとき	特定寄附金の支払額 } いずれか 総所得金額等の40% } 少ない額	－2千円 所得控除なし ★税額控除 (Q11参照)	
⑧ 障害者控除	本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者であるとき	一般の障害者 27万円 特別障害者 40万円 同居特別障害者 75万円	26万円 30万円 53万円	
⑨ ひとり親控除	生計を一にする子があり、かつ合計所得が500万円以下の単身者	35万円（Q9参照）	30万円	
⑩ 寡婦控除(女性)	合計所得が500万円以下で①又は② ① 夫と死別 ② 夫と離婚し子以外の扶養親族あり	27万円	26万円	
⑪ 勤労学生控除	本人が勤労学生で所得が一定額以下の人	27万円	26万円	
⑫ 配偶者控除	配偶者の合計所得が58万円以下で一定の場合（控除対象配偶者）	一般 13万円～38万円 老人（70歳以上） 16万円～48万円（Q8参照）	11万円～33万円 13万円～38万円	
⑬ 配偶者特別控除	配偶者の合計所得が58万円超133万円以下で一定の場合	1万円～38万円（Q8参照）	1万円～33万円	
⑭ 扶養控除	親族の合計所得が58万円以下で一定の場合 (扶養親族)	年少 16歳未満	0円	0円
		一般（16歳以上で下記以外）	38万円	33万円
		特定（19歳以上23歳未満）	63万円	45万円
		老人（70歳以上）	48万円	38万円
		同居老親等（70歳以上）	58万円	45万円
⑮ 特定親族特別控除	19歳以上23歳未満の親族等の合計所得が58万円超123万円以下で一定の場合	3万円～63万円（Q8参照）	3万円～45万円	
⑯ 基礎控除	本人の控除 納税者本人の合計所得が2,500万円以下の場合	132万円以下	95万円	43万円
		132万円超 336万円以下	88万円*	
		336万円超 489万円以下	68万円*	
		489万円超 655万円以下	63万円*	
		655万円超 2,350万円以下	58万円	
		2,350万円超 2,400万円以下	48万円	
		2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	15万円		
2,500万円超	0円	0円		
		*令和7、8年のみ、令和9年以降58万円		